

令和元年度 介護サービス事業者説明会 【運営基準等及び介護報酬算定 に関する留意事項】

◎対象サービス種別

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和元年10月17日（木）可美公園総合センター
令和元年10月18日（金）浜北区役所

浜松市健康福祉部介護保険課

目 次

運営基準等及び介護報酬算定に関する留意事項

人員基準 通則	1
勤務体制の確保等	2
個人情報の同意	4
介護職員等特定処遇改善加算	5
【訪問介護・介護予防訪問サービス】	
訪問介護 人員基準	7
サービス提供責任者の要件	8
生活援助従事者研修	8
同居家族がいる場合の生活援助中心型の単位を算定について	12
【訪問入浴介護】	
特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）	13
特定事業所加算（Ⅳ）	13
特定事業所加算の算定要件	14
同一建物減算（訪問系サービス）	14
【訪問看護】	
初回加算	15
訪問入浴介護	16
サービス提供体制強化加算	17
訪問看護 人員基準	18
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】	
看護体制強化加算	19
サービス提供強化加算（訪問看護）	20
他事業所との連携について	21
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 人員基準	22
介護・医療連携推進会議	23
外部評価	24
アセスメント等	24

人員基準 通則

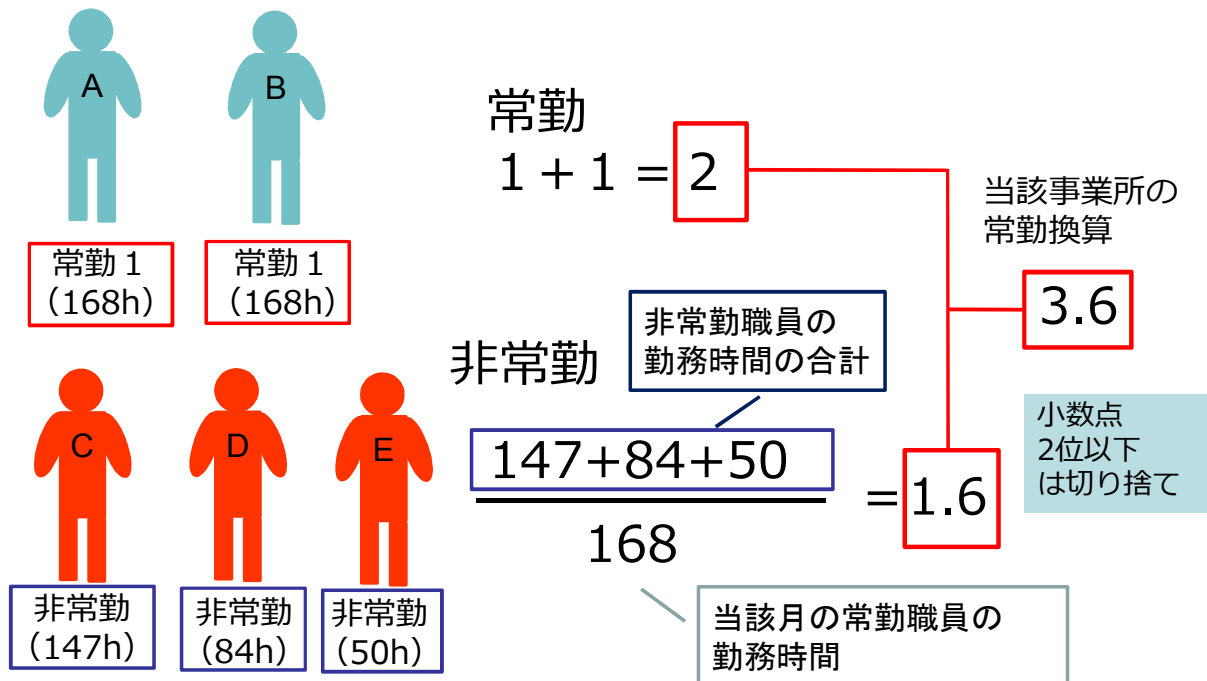
常勤	<p>当該事業所における勤務時間が、<u>当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していること</u>をいいます。※</p> <p>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとされます。</p>
専従	<p>原則として、<u>サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと</u>をいいます。</p> <p>指定基準等においては、「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」等の表現で記載されています。</p>
兼務	<p>「〇〇の職務を兼ねることができる」、「〇〇の職務に従事することができる」、「〇〇の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる」などの表現で指定基準等に記載されている職種について、<u>当該職種の外に、当該事業所の他の業務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること</u>をいいます。</p>

※ただし、いわゆる育児・介護休業法（平3法律76）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができます。

常勤換算	<p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）で除することにより、<u>当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法</u>をいいます。</p>
勤務延時間	<p><u>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含みます。）として明確に位置付けられている時間の合計数</u>とします。なお、<u>従業者1人につき勤務延時間数に参入することができる時間数</u>は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。</p>

常勤換算（イメージ）

（例） 11月（常勤の勤務時間168時間）の勤務実績



勤務体制の確保等

介護サービス事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておく必要があります。また、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければなりません。

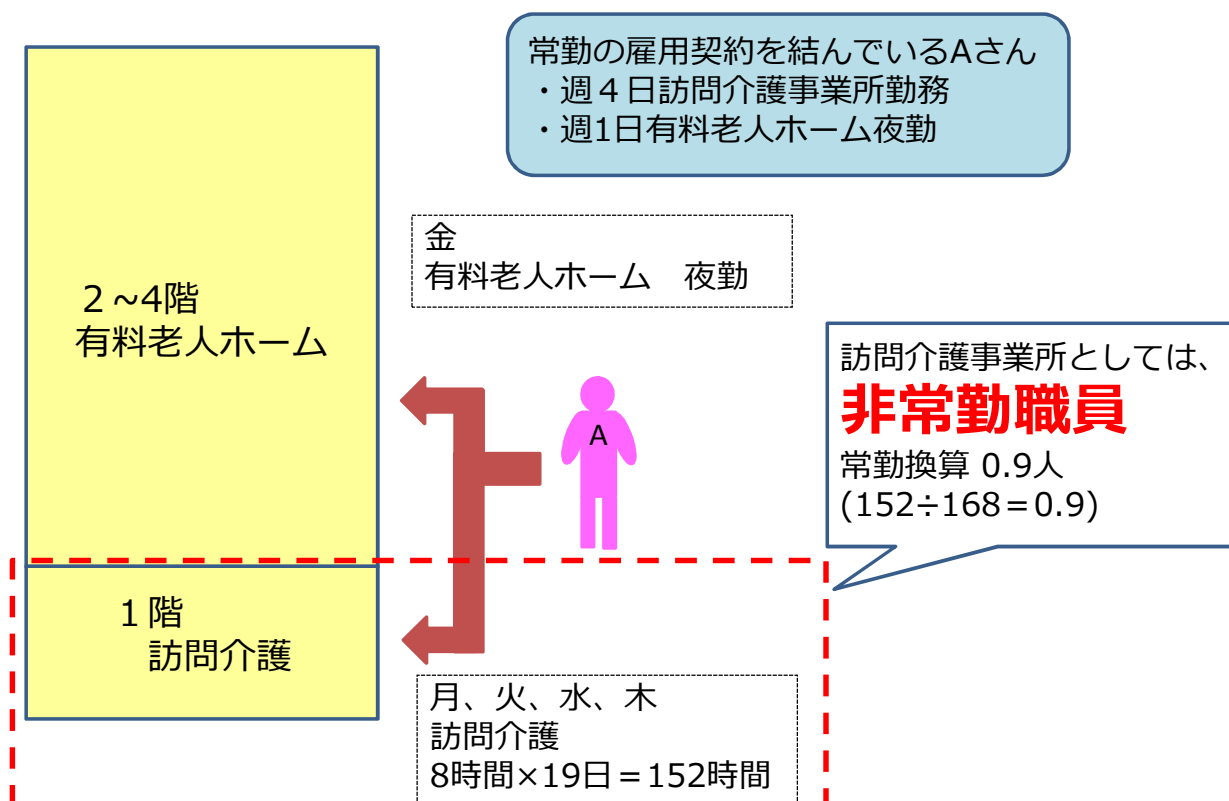
勤務表の作成（原則）

- 事業所(施設) ごと
- 月ごと
- 従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

不適切な事例

- ・ 従業者が複数の事業所の業務に従事している際に、それぞれの**事業所での勤務時間等が不明確**
- ・ 訪問介護事業所の訪問介護員と有料老人ホームの職員の**それぞれの勤務時間が不明確**
- ・ 管理者や介護職員等として勤務する**法人役員等の勤務状況を確認する書類が未整備**

事業所のその月の常勤の従業者が勤務する時間が168時間だった場合



個人情報使用の同意

介護サービス事業者は

利用者の個人情報
を用いる場合



利用者の同意を
文書で得る。

(居宅サービス等の場合)

利用者**家族の個人情報**
を用いる場合



利用者家族の同意を
文書で得る。

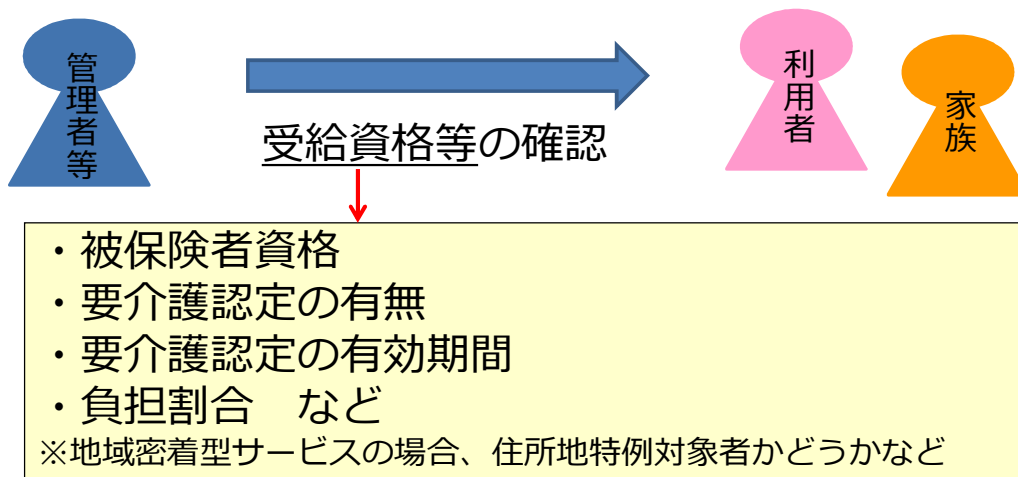
不適切な事例

- ・利用者からは個人情報使用の同意を得ているが、その家族の個人情報を使用する場合に**家族の同意を得ていない**。
- ・**同意を文書で得ていない**。

参考情報

個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス (厚生労働省)

被保険者証及び負担割合証について



通所介護の例

受給資格等の確認 (基準第105条において準用する第11条)

指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する**被保険者証**によって、**被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるもの**とする。

介護職員等特定処遇改善加算

① 介護職員の更なる処遇改善

- ・介護離職ゼロに向け、介護人材の確保が課題

② 経験・技能のある職員に重点化

- ・介護職員の平均勤続年数は、全産業と比較して短い
- ・介護職員の賃金は全産業や他職種と比較して低い
- ・介護のケアの質の向上を図る観点からも、介護現場への定着促進につなげる必要

③ 柔軟な運用

- ・①、②の趣旨を損なわない程度で、介護以外の職種に配分可能

更なる処遇改善（介護職員等特定処遇改善加算）を算定するためには

1 特定加算の算定要件の確認

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること（2020年度から要件）

👍 勤続10年以上の介護福祉士がいなくても算定可能

4 賃上げを行う単位の決定

- 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを定める。

2 加算区分の確認

- 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- Ⅰは、サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(※)を算定している場合、算定可能（Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能）

※ 訪問介護：特定事業所加算Ⅰ又はⅡ
 特定施設：サービス提供体制強化加算又は入居継続支援加算
 特養：サービス提供体制強化加算又は日常生活継続支援加算
 その他：サービス提供体制強化加算

5 賃上げのルール決定

1 賃上げを行う職員の範囲を決める

- ① 経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある介護職員」、「B：その他の介護職員」、「C：介護職員以外の職員」に分ける。
 - Aを定義する際のルール
介護福祉士の資格は求めるが、10年より短い勤続年数でも可。他の法人での経験もカウント可能
- ② どの職員範囲（1、2又は3）で、賃上げするかを決める。
 - 1) 経験・技能のある介護職員（Aのみ）
 - 2) 介護職員全体（A+B）
 - 3) 職員全体（A+B+C）

加算額を全てAに配分することも可能。BやCに配分することも可能。

3 特定加算の見込額の計算

- 加算率に介護報酬を乗じる形で計算

各事業所の介護報酬
(現行の処遇改善加算分を除く)

×

各サービスの
特定加算の
加算率

=

各事業所の新加算
による収入

👍 事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて加算されるのではない

2 賃上げ額と方法を定める（配分ルール）

- ① Aのうち1人以上は、月額8万円の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。

既に年収440万円の人がある場合は新たに設定する必要はない。
小規模な事業所等は、この条件を満たさなくてもよい。
- ② グループ（A、B、C）の平均改善額について、**AはBの2倍以上、CはBの2分の1以下**

各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリをつけて可。

計画書の提出時期について

- ・ 加算の算定を受けようとする年度の前年度の2月末日
（令和元年度にあつては8月末日）
- ・ 年度途中で算定を受けようとする場合は、算定月の前々月末日

実績報告書の提出時期について

- ・ 最終の加算の支払いがあつた月の翌々月の末日

変更の届出について

- ・ 会社法の吸収合併等により計画書の作成単位が変更になる場合
- ・ 介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等）があつた場合
- ・ 介護職員の処遇に関する内容の就業規則を改正した場合
- ・ 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況の変更により、該当する加算（サービス提供体制強化加算等）の区分が変更になる場合

訪問介護 介護予防訪問サービス

訪問介護 人員基準

管理者	常勤専従（支障が無い場合は兼務可）（資格は不要）
訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・介護職員基礎研修課程 ・看護師、准看護師、保健師
	サービス提供責任者 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ※利用者の数が40人を超える事業所については常勤換算方法によることも可 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・介護職員基礎研修課程修了者 ・看護師、准看護師、保健師

サービス提供責任者の要件

利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者を配置する必要がある。

- ① 常勤1人以上
- ② 管理者が兼務することは差し支えない。
- ③ 利用者の数は、前3月の平均値を用いる。
- ④ 通院等乗降介助のみの利用者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。

非常勤職員のサービス提供責任者



常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達しているものでなければならない。

※常勤のサービス提供責任者を配置していることが前提

生活援助従事者研修

身体介護→介護福祉士等

生活援助→人材確保の裾野を拡大（生活援助従事者研修※）

※生活援助中心型サービスに従事する者に必要な知識等に対応した研修（平成30年度創設）

研修科目及び研修時間数	
1. 職務の理解	2時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間
3. 介護の基本	4時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間
6. 老化と認知症の理解	9時間
7. 障害の理解	3時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間
9. 振り返り	2時間
合計	59時間

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」第 49 条第 1 項に規定する研修の内容及び実施方法等について

日頃より、本市の高齢者福祉事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 4 月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）の訪問サービス従業者に関する「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（以下、「指定要綱」という。）第 49 条第 1 項に規定する研修の内容及び実施方法等を、別添のとおりを定めましたので、お知らせします。

指定生活支援訪問サービスを実施する事業者は、本通知に従い、適切に研修を実施し、質の高い生活援助サービスの提供体制の構築を図るようお願いいたします。

なお、指定生活支援訪問サービスは、介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者（以下「有資格者」という。）によるサービス提供を行うことも可能ですが、利用者のニーズに対応するサービスの供給量を考慮し、有資格者以外の担い手の確保の取組みを進めるなど、安定的なサービス提供や事業運営に努めてください。

【(参考) 指定要綱第 49 条第 1 項】

(訪問サービス従業者の員数)

第 49 条 指定生活支援訪問サービスの事業を行う者（以下「指定生活支援訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問サービス従業者（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第 3 条第 1 項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者、又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、専ら指定生活支援訪問サービスの提供に当たる訪問サービス従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数とする。

担当 健康福祉部介護保険課
指導第 1・2 グループ
電話 053-457-2787

(別添)

浜松市生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）
訪問サービス従業者に関する研修の内容及び実施方法等について

実施主体	浜松市の指定を受けた又は受けようとする生活支援訪問サービス事業者
実施方法	市が定める内容に沿った研修を事業者が行う、又は他の事業者が行なう研修を受講させる、のいずれかの方法で実施
対象者	浜松市の指定を受けた生活支援訪問サービス事業所で訪問サービス従業者として従事する者又は従事することが予定されている者（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者でない者）
研修の講師	① 介護支援専門員又は介護福祉士の資格を有する者による座学形式の講習 ② 実務経験のある訪問介護員による実技演習及び実践形式の実習
研修内容	① 講習（12時間～18時間（6時間／日）程度の内容とする。） ・介護概論、介護保険制度 ・尊厳の保持と自立支援、高齢者虐待防止 ・高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理） ・高齢者の病気の知識（老化、認知症、障害等） ・介護技術（生活援助の基礎知識、快適な住環境に関する基礎知識） ・介護記録、事故報告書、ヒヤリハット等の記入方法と報告 ・コミュニケーションの手法、訪問マナー ・緊急時・事故発生時対応 ・安全の確保とリスクマネジメント（事故予防、安全対策、衛生管理、感染対策） ・介護従業者の倫理、秘密保持 ② 演習・実習（12時間～18時間（6時間／日）程度の内容とする。） ・生活援助（掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配下膳、買い物）の実技演習 ・訪問サービス実習
注意事項	・上記の研修内容を目安に専門家監修の介護職員初任者研修テキスト等により効果的な研修を行うこと。 ・他の事業者が運営する生活支援訪問サービス事業所の訪問サービス従業者として勤務していた者を採用した場合には、経験年数等を考慮し、必要な内容の研修を実施すること。（一部を省略しても差し支えない。）
研修の実施報告	市が定めた内容の研修が適切に行われているかを確認するため、研修実施毎に市（介護保険課）へ報告をすること。（参考様式を参照）

(参考様式)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

フガナ

氏名 (名称及び代表者氏名)

㊟

(代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

浜松市生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス)
訪問サービス従業者に関する研修実施報告書

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第49条第1項に規定する研修を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 研修日時

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

2 研修内容

(1) 講習 (講習時間: 計〇時間)

- 介護概論、介護保険制度
- 尊厳の保持と自立支援、高齢者虐待防止
- 高齢者の特徴と対応 (高齢者や家族の心理)
- 高齢者の病気の知識 (老化、認知症、障害等)
- 介護技術 (生活援助の基礎知識、快適な住環境に関する基礎知識)
- 介護記録、事故報告書、ヒアリハット等の記入方法と報告
- コミュニケーションの手法、訪問マナー
- 緊急時 事故発生時対応
- 安全の確保とリスクマネジメント (事故予防、安全対策、衛生管理、感染対策)
- 介護従業者の倫理、秘密保持
- その他 ()

(2) 実習 (実習時間: 計〇時間)

- 生活援助 (調理、洗濯、掃除等) の訓練実習
- 訪問サービス実習

3 受講者

事業所名	氏名	生年月日	採用日

備考欄

※ 備考欄には、他の事業者が行なう研修を受講させる場合に研修形態や経験者を採用した場合における研修内容を記載すること。(例:「●●法人の●●事業所が実施する研修を受講」、「●●事業所で訪問サービス従業者として勤務していた経験があるため、基礎知識に関する講習及び実習を省略した。」)

※ 市 (介護保険課) へ報告書を提出する際には、写しを事業所に保存しておくこと。

同居家族等がいる場合の 生活援助中心型の単位を算定について

「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」に算定ができる。

- 障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合もいうものであること。
- 同居家族等の有無のみだけで判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断する。

判断材料

- 利用者の状況
- 家族の状況（高齢世帯、介護者の就労等）
- 家族の介護への関わり具合
- 提供するサービス内容（掃除、調理等）が、上記の事情を総合的に勘案して、そのサービスがなければ生活が成り立たないかどうか判断する。



サービス位置付ける際には、必要性をケアプランに記載する。

※サービス担当者会議等において、支援の必要性を確認し、家族等の役割を分担を明らかにしておくこと。

根拠法令等

- 厚告19 別表1 注3
- 老企36 第2の2（6）
- 平成19年12月20日厚生労働省老健局振興課事務連絡
- 平成20年8月25日厚生労働省老健局振興課事務連絡

特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）

	要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
①	<ul style="list-style-type: none"> 全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 	○	○	○
②	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。 サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 	○	○	○
③	全ての訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	○	○	○
④	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○	○	○
⑤	訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	どちらかに○	
⑥	全てのサービス提供責任者が、3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者（1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置）	○		
⑦	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Mである者並びに痰の吸引等が必要な者が占める割合が100分の20以上	○		○

特定事業所加算（Ⅳ）

	要件	Ⅳ
①	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。	○
②	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。 サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 	○
③	訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	○
④	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○
⑤	常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、配置することとされている常勤のサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。	○
⑥	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護3、4及び5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Mである者並びに痰の吸引等が必要な者が占める割合が100分の60以上	○

特定事業所加算の算定要件

不適切な事例

訪問介護員等に対する、**訪問介護員等ごとの研修計画**が作成されていることが確認できない。



訪問介護員等又はサービス提供責任者について、**個別具体的な研修の目標・内容・期間・実施時期等を定めた計画**を策定すること。

同一建物減算（訪問系サービス）

算定要件	減算の内容
①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	10%減算 (-600単位)*
②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1か月当たり20人以上の場合)	
③上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1か月当たり50人以上の場合	15%減算 (-900単位)*

②③の「利用者数」・・・1か月間(暦月)の利用者数の平均

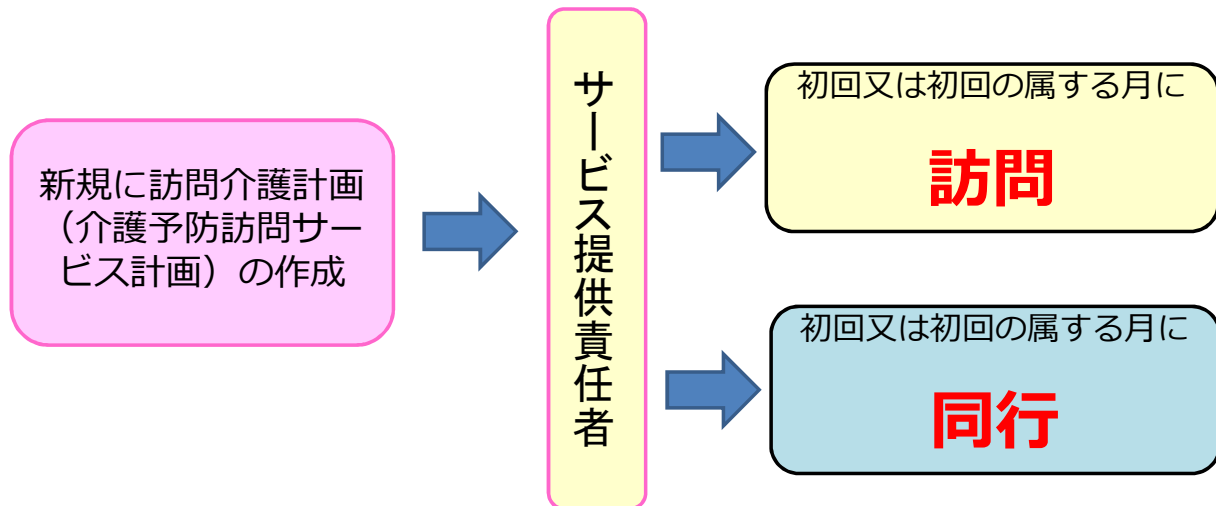
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合

$$\text{1か月の利用者数の平均} = \frac{\text{当該月の1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計}}{\text{当該月の日数}}$$

同一の建物について

同当該建築物の管理、運営法人がサービス事業者と異なる場合でも該当します。

初回加算



不適切な事例

- サービス提供責任者の訪問や同行訪問がないにもかかわらず算定している。
- 訪問介護計画作成後にサービス提供責任者の訪問や同行がない。

【メモ】

訪問入浴介護

訪問入浴介護

人員基準	管理者	常勤専従 (支障が無い場合は兼務可) (訪問入浴介護従業者である必要なし)	
	看護師又は准看護師	1 以上	1 人以上は常勤
	介護職員	2 以上	

1 回の訪問につき、看護職員 1 人及介護職員 2 人をもって行う。
(そのうち 1 人をサービス提供の責任者とする。)

利用者の身体の状況から支障を生じるおそれがないと認められる場合



主治医の意見を確認したうえで、介護職員 3 人によるサービスの提供が可能

サービス提供体制強化加算（訪問入浴）

要件		(I)イ	(I)ロ
①	全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。計画は、従業者について、個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施期間を定めること。	○	○
②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（おおむね1月に1回以上）に開催している	○	○
③	全ての従業者に対し、健康診断を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）、事業主の費用負担により実施している	○	○
④	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上 又は 介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上	○	/
⑤	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上 又は 介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上		

④⑤の補足

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いる。

例) 平成31年4月から算定する場合

平成30年4月～平成31年2月までの割合を算出する。

	H30										H31		計	介護福祉士の占める割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			
全介護職員	6.0	6.2	6.5	6.0	5.8	6.8	6.7	6.8	7.0	7.0	6.9	71.7	53%	
介護福祉士	3.0	3.0	3.0	3.0	2.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	38.7		

※ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所は届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。

訪問看護

訪問看護 人員基準

訪問看護ステーションの場合	
管理者	常勤専従の看護師又は保健師 (支障がない場合は兼務可)
保健師、看護師、准看護師	常勤換算方法で2.5以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数
病院又は診療所の場合	
保健師、看護師、准看護師	適当数

看護体制強化加算

要件		I	II
①	算定日の属する月の前6月間において、訪問看護事業所の利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	○	○
②	算定日の属する月の前6月間において、訪問看護事業所の利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上	○	○
③	算定日の属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上	○	/
④	算定日の属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上	/	○

※算定にあたっての留意事項

①の算出方法

$$\frac{\text{緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数}}{\text{訪問看護の実利用者の総数}}$$

②の算出方法

$$\frac{\text{特別管理加算を算定した実利用者数}}{\text{訪問看護の実利用者の総数}}$$

○基準の人数は継続的に維持する必要があり、毎月記録すること。

○看護体制強化加算は（I）か（II）のいずれか一方のみを選択し届け出ること。

サービス提供体制強化加算（訪問看護）

要件	
①	全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。計画は、看護師等について、個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施期間を定めること。
②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的（おおむね1月に1回以上）に開催している。
③	全ての看護師等に対し、健康診断を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）、事業主の費用負担により実施している。
④	事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上。

④の補足

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いる。

例) 平成31年4月から算定する場合

平成30年4月～平成31年2月までの割合を算出する。

	H30										H31		計	勤続3年以上の占める割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			
全看護師等	6.0	6.2	6.5	6.0	5.8	6.8	6.7	6.8	7.0	7.0	6.9	71.7	53%	
勤続3年以上	3.0	3.0	3.0	3.0	2.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	38.7		

※ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所は届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。

他事業所との連携について

通所介護事業所やグループホームの医療連携体制加算など、他の事業所と連携する場合、**連携先で従事する時間**については、**訪問看護事業所としての勤務時間には含めることができないため**注意してください。

【メモ】

定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護

人員基準

管理者	常勤専従（支障がない場合は兼務可）
①オペレーター	提供時間帯を通じて1以上 （看護師、介護福祉士、医師、保健師、 准看護師、社会福祉士、介護支援専門員） （1以上は常勤）
②定期巡回訪問介護員	適切なサービス提供に必要な数以上
③随時対応訪問介護員	提供時間帯を通じて1以上
④訪問看護員	
保健師、看護師又は准看護師	常勤換算方法で2.5以上（1以上常勤）
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	実情に応じた適当数
計画作成責任者	①～④のうち1人以上

選任していないことがあるため注意!!

介護・医療連携推進会議

地域密着型サービスの**指定基準**で、地域密着型サービス事業者は、下記の者等により構成される**協議会（運営推進会議等）を設置し**、活動状況を報告し、**評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。**

運営推進会議等構成員

- 利用者
- **利用者の家族**
- 地域住民の代表者
- 市町村職員又は地域包括支援センター職員
- 当該地域密着型サービスの知見を有するもの
- 地域の医療関係者

また、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等について、**記録を残し**、その**記録を公表**しなければならない。

実地指導で指導することが多いため注意!!

開催頻度

小規模多機能型居宅介護(予防含む) 認知症対応型共同生活介護(予防含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
2カ月に1回以上	6カ月に1回以上

- 構成員の交代や新たに開設した事業所で運営推進会議を行う場合、構成員（特に地域住民の代表者、知見を有する方）に、**事前に会議の趣旨や日程等を説明し、了解**をいただいた上で出席を依頼する。
- 合同開催する場合には、連携を図り、構成員の方に**合同開催であることを丁寧に説明**する。
- **開催月の前月25日**までに浜松市への出席依頼を送付ください。
- 市の担当者が出席できなかったときは、**議事録を介護保険課に提出**してください。（出席した場合は提出不要です。）

外部評価

1年に1回以上、自己評価を行うとともに、当該評価を介護・医療連携推進会議において、外部評価を行うこと。

※基準 第3条の37、解釈通知 第三の一の4の(26)

通知を参考に適切に実施をお願いします。

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号）

アセスメント等

概ね月に1回程度

- 計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ作成しなければならない。
- **訪問看護サービスを利用しない者であっても、**看護職員等による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならない。

※基準 第3条の24、解釈通知 第三の一の4の(16)